

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

## 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

### 前文

日本国及びシンガポール共和国（以下「締約国」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の戦略的課題及び機会を両締約国に提示していることを確認し、

革新及び競争を奨励し並びに資本及び人的資源に対する両締約国の魅力を高めることにより、このような新たな課題及び機会に対処する能力を向上させることが可能であることを認め、

両締約国間の経済上の連携が、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資を拡大し、もって市場を拡大し及び新たな市場を創設し並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させるであろうことを確認し、

両締約国間の経済上の連携が、生起する市場の発展によってもたらされる新たな課題に対処するため及び両締約国の市場基盤を整備するための規制分野における両締約国間の協力の推進に向けた有益な枠組みを提供することを再確認し、

両締約国が当事国となっている他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

世界貿易機関によって具体化される多角的貿易体制の重要性を再確認し、

世界貿易機関の規則に適合する地域的な及び二国間の貿易に関する協定が世界的な及び地域内の貿易及び投資の自由化並びに規則の策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを確認し、

両締約国間の経済的なきずなの強化が日本国と東南アジアとの関係の強化につながるであることを理解し、

両締約国間の経済的なきずながアジア太平洋における貿易及び投資の自由化の触媒となり得ることを特に認め、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びシンガポールの企業のみならずアジアの他の国

の企業に対しても、一層大きな機会、規模の経済の拡大及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、  
次のとおり協定した。

## 第一章 総則

### 第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 次の手段を通じ、両締約国間の経済活動を円滑化し、促進し及び自由化すること並びに両締約国間の経済活動に対して安定的で予見可能な環境を提供すること。
  - (i) 両締約国間の物品の貿易に対する関税その他の障害を軽減し、又は撤廃すること。
  - (ii) 両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、通関手続を改善すること。
  - (iii) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を促進すること。
  - (iv) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

- (v) 両締約国間のサービスの貿易に対する障害を廃止すること。
  - (vi) 投資の機会を相互に増大し、並びに投資家及び投資財産に対する保護を相互に強化すること。
  - (vii) 専門家を含む商用目的の者の移動を容易にすること。
  - (viii) 知的所有権の分野における両締約国間の協力を発展させること。
  - (ix) 政府調達の分野への参入の機会を増大すること。
  - (x) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること。
- と。
- (b) 次の手段を通じ、両締約国間の経済関係を更に強化するための協力の枠組みを確立すること。
    - (i) 金融サービスの分野における規制に係る協力を促進し、両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）の発展を円滑化し、並びに両締約国の金融市場基盤を整備すること。
    - (ii) 情報通信技術及びこれに関連する役務の発展又は利用を促進すること。
    - (iii) 科学技術の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。
    - (iv) 人材養成の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(v) 両締約国の民間企業間の交流及び協力を円滑化することを通じ、それら民間企業による貿易及び投資活動を促進すること。

(vi) 両締約国の中小企業間の緊密な協力を円滑化することを通じ、それら中小企業による貿易及び投資活動を特に促進すること。

(vii) 放送の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(viii) 両締約国における観光を促進し、及び発展させること。

## 第二条 透明性

1 各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の裁定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の運用に関連し又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に基づき、1に規定する事項に関して速やかに当該他方の締約国の個別の質問に応じ、当該他方の締約国に情報を提供する。

## 第二条 秘密の情報

1 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の提供を要求するものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、金融機関の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報の提供を要求するものと解してはならない。

3 各締約国は、自国の法令に従い、この協定に従って他方の締約国が提供した秘密の情報（商業的秘密情報を含む。）の秘密性を保持する。

#### 第四条 安全保障のための例外及び一般的な例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

- (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
  - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
  - (iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
  - (iv) 武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠な調達に関連する措置
  - (v) 戦時その他の当該締約国又は国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づき義務に従って措置をとることを妨げるいかなる措置も。
- 2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が中枢的な通信基盤を不法な行為から防護するために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。



## 第五条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については適用しない。
- 2 租税に係る課税措置にこの協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について前三条の規定を適用する。

## 第六条 他の協定との関係

- 1 この協定と両締約国が当事国となっている他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。
- 2 この協定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）の条項を引用する場合において、該当するときは、解釈に係る注釈を含む。

## 第七条 実施取極

両締約国は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締

結する。

## 第八条 総括委員会

1 この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係及び連携について見直しを行うとともに、この協定の目的を促進するためのこの協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置する。

2 総括委員会の任務は、次のものを含む。

- (a) この協定の実施について見直しを行うこと。
- (b) 両締約国が関心を有する貿易又は投資に関連する措置に関する事項について討議すること。
- (c) 企業の経済活動のための両締約国間の環境の整備を大幅に進展させるために適切な措置をとることを相互に奨励すること。
- (d) 物品及びサービスの貿易並びに投資の更なる自由化及び円滑化について検討し、及び勧告すること。
- (e) 一層広範な協力を通じ、この協定の目的を促進する方法について検討し、及び勧告すること。
- (f) 随時に、かつ、第十条に規定する一般的な見直しの一環であるかどうかを問わず、この協定の改正又はこの協定に基づいて行った約束の修正について検討し、及び勧告すること。

3 この協定の規定が立脚する世界貿易機関設立協定の規定が改正された場合には、両締約国は、総括委員会を通じ、そのような改正をこの協定に組み入れる可能性を検討する。

4 総括委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 総括委員会は、両締約国の代表者から成る。

(b) 総括委員会は、両締約国の大臣又は大臣から委任を受けた政府の上級職員を、その共同議長とする。

(c) 総括委員会は、作業部会を設置し、自己の任務の遂行を作業部会に委ねることができる。

5 両締約国間の経済上の連携を進展させ及び強化することを目的として、両締約国の政府、学界及び財界の間の相互の対話を促進するため、作業部会は、必要に応じ、適切な専門知識を有する学者及び経済人をその討議に招請することができる。

6 総括委員会の通常会合は、毎年一回、締約国において交互に開催する。総括委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三十日以内に開催する。

#### 第九条 締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指

定する。

#### 第十条 一般的な見直し

両締約国は、この協定の運用についての一般的な見直しを二千年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

### 第二章 物品の貿易

#### 第十一条 第二章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「他方の締約国の原産品」とは、他方の締約国の産品であつて、次章の規定に従つて原産品として扱われるものをいう。

(b) 「その他の課徴金」とは、第十四条4においては、千九百九十四年のガット第二条1(b)に定めるその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(c) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「経過期間」とは、この協定の効力発生の日の後十年が経過するまでの期間をいう。

(e) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい

い、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づきそのように認められるものは含まない。

(g) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

### 第十二条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）に適合したものとする。

### 第十三条 第二章に基づく内国民待遇

各締約国は、千九百九十四年のガット第二条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える。

### 第十四条 関税の撤廃

- 1 各締約国は、附属書 に掲げる産品について、附属書 に定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。関税上のこの特惠待遇は、他方の締約国の原産品に対し、かつ、その輸入が第二十七条の積送基準を満たす場合にのみ与えられる。
- 2 いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。
  - (a) 附属書 に定める関税の撤廃時期の繰上げ
  - (b) 附属書 に掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画
- 3 2 に規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附属書 に含める。
- 4 各締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連して課されるその他の課徴金が存在する場合には、それらを撤廃する。いずれの締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連してその他の課徴金を新たに課してはならない。
- 5 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入に際して次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 当該輸入産品と同種の国内産品に対し又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に対して千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 千九百九十四年のガット第六条並びに世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合するダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第十五条 関税上の評価

両締約国は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定については、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）（第一部の規定の例による。）

第十六条 輸出税

いずれの締約国も、自国の領域から他方の締約国の領域に輸出される産品についていかなる税も課し又は

維持してはならない。

#### 第十七条 非関税措置

各締約国は、次の規定に従うものとする。

(a) 他方の締約国の製品の輸入について又は他方の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し又は維持してはならない。

(b) 貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、(a)の規定の下において認められる非関税措置の透明性及び世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

#### 第十八条 緊急措置

1 一方の締約国は、第十四条に規定する関税上の特惠待遇を与えられる他方の締約国の原産品が同条に基づき当該原産品の関税を引き下げ又は撤廃した結果として絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従つことを条件として、経過期間中に



限り、当該損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために最小限必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止する。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条 2 に規定する手続の例により、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ 1 に規定する措置をとることができる。ただし、この調査は、いかなる場合であっても、その開始の日の後一年以内に完了するものとする。

3 次の条件及び制限は、1 に規定する措置をとる場合に適用する。

(a) 締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

- (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する調査を開始する場合
  - (ii) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合
  - (iii) 当該措置をとる決定を行う場合
- (b) (a)の通報を行うに当たり、当該措置をとろうとする締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠、対象となる産品及びひとうとする当該措置の正確な説明、当該措置を導入しようとする期日並びに予定適用期間を含むものとする。
- (c) 当該措置をとろうとする締約国は、調査から得られる情報を検討し、当該措置に関し意見を交換し及び4に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。両締約国は、この協議を行う場合には、次の事項について決定するため、特に、(b)の規定に基づいて提供される情報を検討する。
- (i) 当該措置がこの条の規定に適合しているかどうか。
  - (ii) 当該措置がとられるべきであるかどうか。

- (iii) 当該措置が両締約国間の貿易に不必要な障害をもたらすかどうか。
  - (d) 当該措置は、重大な損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、一年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、(c)に規定する協議を行うことを条件として措置の適用期間を最長三年とすることができるとし、この場合において、当該措置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。
  - (e) 当該措置が適用された他方の締約国の原産品の輸入については、1に規定する措置を再度とつてはならない。
  - (f) 当該措置の適用期間の終了後における関税率は、当該措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。
- 4 1に規定する措置をとろうとする締約国は、他方の締約国に対し、当該措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提示する。両締約国が、3(c)に規定する協議において三十日以内に補償に

ついで合意することができない場合には、当該他方の締約国は、この協定に基づく関税に関する約束であつて、当該措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。この4の規定により約束の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果達成するために最小限必要な期間に限り、これを行つて使用することができるものとする。

5 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定に適合しない場合を除くほか、この章のいかなる規定も、締約国が輸入産品（他方の締約国からのものを含む。）に対し、その輸入源のいかんを問はずセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

6 各締約国は、1に規定する措置の手續に関する法令その他の定めが、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

7 各締約国は、1に規定する措置に係る行政上の措置を速やかに審査するため、自国の法令の範囲内で司法裁判所又はその訴訟手續を維持する。当該司法裁判所又は訴訟手續は、1に規定する措置の決定について責任を有する当局から独立したものとする。

8 各締約国は、1に規定する措置について、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手續に

よりこれを実施し、又は維持する。

第十九条 第二章の規定に関する一般例外

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間の物品の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
- (d) 千九百九十四年のガットの規定に反しない法令（税関行政に関する法令、千九百九十四年のガット第 二条 4 及び第十七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。）の遵守を確保するために必要な措置
- (e) 刑務所労働の産品に関する措置

- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
- (h) 世界貿易機関の加盟国に提出されて否認されなかった基準に適合する政府間商品協定又は同加盟国に提出されて否認されなかった政府間商品協定のいずれかに基づき義務に従ってとられる措置
- (i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の製品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関する千九百九十四年のガットの規定から逸脱してはならない。
- (j) 一般的に又は地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、世界貿易機関のすべての加盟国が当該製品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に適合するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのよう

な措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなったときは、直ちに終止しなければならない。

- 2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

第二十条 第二章の規定に関する国際収支の擁護のための制限

この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従つものとする。

第二十一条 第二章における雑則

- 1 各締約国は、この章の規定に基づき自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

- 2 いずれかの締約国が、第三国との間で物品の貿易に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にそのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国を原産地とし又は他方の締約国の領



域に仕向けられる産品に対して、当該国際協定に従って当該第二国を原産地とし又は当該第二国の領域に仕向けられる同種の産品に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

## 第二章 原産地規則

### 第二十二條 第二章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「材料」とは、物理的に他の産品に組み込まれ又は他の産品の生産工程において加工の対象となる成分、部品、構成要素、半組立品及び産品をいう。

(b) 「非原産材料」とは、産品の生産に使用される材料であつて、その原産国がこの章の規定により、当該材料を当該産品の生産に使用している国と異なる国とされるものをいう。

(c) 「生産」とは、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲その他それにより産品が得られる方法をいう。

### 第二十三條 原産品

1 この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱



う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物
- (c) 当該締約国の領域において生きている動物から得られた産品
- (d) 当該締約国の領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国の領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする船舶により海から得られた水産物その他の産品

(g) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする工船上において得られ又は生産された産品  
 (f)に規定する産品から生産された産品に限る。

(h) 海洋法に関する国際連合条約に従い、当該締約国の領海外の海底又はその地下から得られた産品

(i) 当該締約国の領域において収集された産品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことがで

- きず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収された部品又は原材料
- (1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品
- 2 この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。
- 附属書 Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。
- 3 関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。
- 4 (a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。
- (i) (b)及び次条の規定に従つて決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書 Aに定める品目別規則に定める割合以上であること。

(ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

(b) (a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。

ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。

「NQM」とは、産品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であつて、(c)の規定に従つて計算されるものとする。

(c) (b)に規定する材料の非原産資格価額は、次の計算式により算定する。

$$NQM = TVM - QVM$$

この場合において、

「TVM」とは、すべての材料の価額の総額とする。

「QVM」とは、すべての材料の原産資格価額とする。

5 4 (c)の規定の適用上、

(a) 各材料の原産資格価額は、

(i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。

(ii) 当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。

(b) (a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

(i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の六十パーセント以上であること。

(ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

6 締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定に従って決定されるものとし、かつ、CIF価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することが

できない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

7 製品の生産に使用される材料であつて附属書 A に品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。

(a) 当該材料が、当該産品について附属書 A に定める品目別規則であつて関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業を要件とするものを満たす場合にあつては、これを非原産材料とはみなさない。

(b) 当該材料が、当該産品について附属書 A に定める品目別規則であつて付加価値基準を用いるものを満たす場合にあつては、これを原産資格を有する材料とみなす。

#### 第二十四条 累積

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国から輸入される産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品についての生産がいずれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合には、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。

2 締約国において一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべ

て当該締約国における生産とする。

第二十五条 僅少<sup>きん</sup>の非原産材料

附属書 A の品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書 A に定める特定の割合（製品の価額、重量又は容積について各類型ごとに定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第二十六条 十分な変更とはみなされない作業

1 次の作業は、第二十三条 2 に規定する十分な変更とはみなさない。

- (a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分け
- (c) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。
- (d) 組み立てられたものを分解すること。
- (e) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業

- (f) 単なる切断
  - (g) 単なる混合
  - (h) 完成品にするための単なる部品の組立て
  - (i) 物品を単にセットにすること。
  - (j) (a)から(i)までの作業のうち二以上の作業の組合せ
- 2 締約国は、製品の原産資格割合を計算するに当たって、1に規定する作業による価値を除外してはならない。
- 3 いずれかの締約国の領域外において1に規定する十分な変更に当たらない作業が行われたことのみを理由として、産品がその原産品としての資格を失うことはない。
- 第二十七条 積送基準
- 一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。
- (a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合にあっては、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていないこと。

第二十八条 組み立ててないか又は分解してある産品

統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品は、組み立ててないか又は分解してある状態でいずれかの締約国の領域に輸入される場合であっても、第二十三条から第二十六条までに規定する要件を満たす場合には、これを他方の締約国の原産品とする。

第二十九条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品についての原産地証明を要求することができる。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。

- (a) 課税価額の総額が二十万円又はこれに相当する額を超えない価額の産品の輸入
- (b) 輸入締約国が原産地証明を免除した産品の輸入



3 他方の締約国の原産品が一又は二以上の第三国の領域を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、通し船荷証券の写し又は当該第三国の税関当局その他の関連する団体が発行する証明書その他の情報であつて、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの提出を要求することができる。

### 第二十条 関税上の特惠待遇の拒否

輸入締約国は、自国の領域内の輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、当該産品がこの章に定める要件を満たさないとき又は当該輸入者がこの章の規定に従わないときには、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

### 第二十一条 原産地証明

1 第二十九条1に規定する原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体によって行われたものでなければならぬ。

2 1の原産地証明には、附属書 Bに定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

3 1の原産地証明は、証明の日付の日から十二箇月間有効なものとする。

### 第三十二条 事前教示

1 輸入締約国は、他方の締約国の産品の輸入者、輸出者又はこれらの代理人により必要なすべての情報とともに書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、当該産品が当該他方の締約国の原産品に当たるかどうかについて、国内法令に従い、かつ、当該産品の当該輸入締約国の領域への輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うものとする。当該輸入締約国は、教示のために必要なすべての書類を受領した後三十日以内に、教示を行うよう努めるものとする。

2 輸入締約国は、自国の領域への産品の輸入について行った1の教示を、当該教示の日付の日から三年間尊重する。

3 輸入締約国は、次の場合には、1の規定により行った教示を修正し又は撤回することができる。

- (a) 当該教示が事実についての錯誤の下で行われたものであった場合
- (b) 当該教示がその根拠とした事実又は状況に変更が生じた場合
- (c) この協定が改正され、当該教示を改正された協定に適合させる必要が生じた場合

## 第三十二条 原産地証明の確認のための援助

輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであつたか又は正確なものであつたかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

## 第二十四条 原産地規則に関する合同委員会

この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする原産地規則に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施を確保するために定期的に協議を行うこと。
- (b) 生産工程の進歩その他の進展（統一システムについて勧告された改正を含む。）を考慮して、この章の規定（附属書 Aを含む。）の改正について討議すること。
- (c) (b)に規定する改正について総括委員会に勧告すること。
- (d) 原産地規則に関する事項を討議すること。

## 第四章 税関手続

第三十五条 第四章の適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

第三十六条 通関

各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
- (b) 税関手続を簡素化すること。
- (c) 税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第三十七条 一時輸入及び通過物品

1 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（以下この条において「ATA条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2 各締約国は、他方の締約国の領域からの通過物品又は他方の締約国の領域への通過物品の通関を引き続き容易にする。

3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じ、第二国における物品の一時輸入のためのATA条約の例によるATAカルネの使用及び通過物品の通関の容易化を促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられないことなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第二十八条 第四章の下での情報の交換

両締約国は、この章の規定の実施に関連して、実施取極の定めるところにより情報交換を行う。この情報交換については、第二条の規定を適用しない。

第二十九条 税関手続に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする税関手続に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b) 両締約国間の貿易を促進するために改善されるべき分野を特定し、総括委員会に勧告すること。

2 税関手続に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

## 第五章 貿易取引文書の電子化

### 第四十条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、送り状、信用状、保険証明書その他の文書上の内容を電子的形式により入力したものを書面によらず電子的に保管し及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し及び促進するために協力する。

### 第四十一条 意見及び情報の交換

両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する。

### 第四十二条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨励する。このような協力には、両締約国の企業間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方

式により入力したものの効率的かつ安全な流れを供給するための設備（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し及び運用することが含まれる。

#### 第四十三条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にも二千年以前に検討を行う。

#### 第四十四条 貿易取引文書の電子化に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする貿易取引文書の電子化に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 貿易取引文書の電子化に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 貿易取引文書の電子化に関するその他の事項について討議すること。

2 貿易取引文書の電子化に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

## 第六章 相互承認

### 第四十五条 第六章における用語

1 この章の規定の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約国の関係法令及びこれらの運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第五十三条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c) 「指定」とは、一方の締約国の指定当局が当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d) 「指定当局」とは、一方の締約国の当局であつて、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づき適合性評価手続を実施し及び当該一方の締約国の領域に所在する適合性評価機関の指定、監



視 指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e) 「指定基準」とは、一方の締約国の指定当局による指定を受けるために当該一方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び指定を受けた適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であつて、関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を満たしていることを締約国の領域内において検証する行為をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ISO・IECガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

#### 第四十六条 一般的義務

各締約国は、関連の分野別附属書に特定する当該締約国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であつて、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施するものの結果（当該結果の証明

書及び表示を含む。)を、この章の規定に従って受け入れる。

#### 第四十七条 第六章の適用範囲

1 この章の規定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続であつて、分野別附属書に規定するものについて適用する。分野別附属書は、それぞれ、第A部及び第B部から成る。分野別附属書は、附属書 に掲げる。

2 分野別附属書第A部は、特に、対象範囲を定める規定を含む。

3 分野別附属書第B部は、次の内容を定める。

(a) 対象範囲に関する各締約国の関係法令及び運用規則

(b) 技術上の要件及び当該要件を満たすためのすべての適合性評価手続であつてこの章に規定するもの並びに適合性評価機関の指定基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c) 指定当局の表

#### 第四十八条 指定当局

各締約国は、自国の指定当局が、関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に

定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

#### 第四十九条 適合性評価機関に対する検証及び監視

1 各締約国は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。一方の締約国の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに際し、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件についての適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

2 各締約国は、他方の締約国に対し、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、適合性評価機関に対する検証を当該他方の締約国の法令及び運用規則に従って実施するよう要請することができる。

3 各締約国は、他方の締約国の要請により、当該他方の締約国の検証手続についての継続的な理解を維持するために、当該他方の締約国の指定当局が行う適合性評価機関の検証に当該適合性評価機関の事前の同

意を得てオブザーバーとして参加することができる。

4 両締約国は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法（第三者の与える保証による方法を含む。）に関する情報を、第五十二条の規定に基づき設置する相互承認に関する合同委員会（以下この章において「合同委員会」という。）が決定する手続に従って交換する。

5 各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約国の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

#### 第五十条 指定の停止

1 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、指定の効力を停止した指定当局の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録は、その通報を合同委員会における当該他方の締約国の共同議長が受領した時に、その効力を停止する。当該他方の締約国は、当該適合性評価機関の指定の効力が停止された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

2 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合には、指定の効力の停止を解除した指定当局の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止は、その通報を合同委員会における当該他方の締約国の共同議長が受領した時に解除される。当該他方の締約国は、当該適合性評価機関の登録の効力の停止が解除された時以降において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

#### 第五十一条 異議の申立て

1 各締約国は、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしていることについて、異議を申し立てることができる。この異議の申立ては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、書面により合同委員会及び当該他方の締約国に通報されるものとする。合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて検討する。

2 合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、両締約国は、異議の申立ての対象となった適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、時宜を失するこ

となく合同検証を行う。合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果を検討する。

3 異議の申立ての対象となった適合性評価機関の登録は、当該申立ての通報が行われた日の後十五日目の日又は合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力の停止の解除を決定する時までの間、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約国は、適合性評価機関が登録の効力を停止された日まで

#### 第五十二条 相互承認に関する合同委員会

1 この章の規定の効果的な実施について責任を負う機関として、両締約国の代表から成る合同委員会（相互承認に関する合同委員会）をこの協定の効力発生の日に設置する。

2 合同委員会は、決定及び勧告の採択をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、一方の締約国の要請により、両締約国の共同議長の下で会合する。合同委員会は、小委員会を設置し、これらの小委員会に対して特定の任務を行わせることができる。合同委員会は、自己の手続規則を採択する。

- 3 合同委員会は、この章の規定の運用に関するすべての事項を検討することができる。合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、又は決定する。
  - (a) 適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の解除及び登録の取消し
  - (b) 登録を受けた適合性評価機関の表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること。
  - (c) この章に規定する情報の交換を行うための適切な方法の確立
  - (d) 前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約国の専門家の任命
- 4 第二十一章の規定の適用を妨げることなく、この章の規定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国は、まずは、合同委員会を通じて友好的な解決を図るよう努める。
- 5 合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進に責任を負う。
- 6 合同委員会のすべての決定は、書面により各締約国に速やかに通報されるものとする。
- 7 両締約国は、合同委員会を通じて、次のことを行う。
  - (a) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則のうち、関連する条項又は附属書を特定し、相互に通



報すること。

(b) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c) この章に関連する法令及び運用規則について予定される何らかの変更を、当該変更の効力が生ずる前に相互に通報すること。

(d) 指定当局及び登録を受けた適合性評価機関について予定される何らかの変更を相互に通報すること。

#### 第五十二条 適合性評価機関の登録

1 適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a) 各締約国は、自国の指定当局による指定を受けた自国の適合性評価機関をこの章の規定に基づいて登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約国及び合同委員会に提案する。

(b) 他方の締約国は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、当該適合性評価機関の登録についての自国の立場を(a)の規定による提案の受領の日から九十日以内に表明する。当該



他方の締約国は、当該提案の対象となつた適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。合同委員会は、当該提案の対象となつた適合性評価機関を登録するかどうかを当該提案の受領の日から九十日以内に決定する。

(c) 提案の対象となつた適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、合同委員会は、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った締約国が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。合同委員会は、この合同検証又は検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2 適合性評価機関の登録の提案を行う締約国は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを更新する。

- (a) 当該適合性評価機関の名称及び住所
- (b) 当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程
- (c) 当該適合性評価機関の実施する適合性評価手続
- (d) 当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報

3 各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自国の指定当局が認める時点において当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

4 各締約国は、自国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと認めその他自国の指定当局が適合性評価機関の指定を取り消す時点において、当該適合性評価機関の登録の取消しを合同委員会及び当該他方の締約国に提案する。当該適合性評価機関の登録は、合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、合同委員会における当該他方の締約国の共同議長がこの提案を受領した時に取り消される。

5 一方の締約国の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約国は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約国の適合性評価機関の登録が取り消された場合であっても、他方の締約国は、第五十条1及び第五十一条3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

## 第五十四条 第六章の規定に関する一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

## 第五十五条 第六章における雑則

- 1 この章のいかなる規定も、一方の締約国に対し他方の締約国の任意規格又は強制規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。
- 2 この章のいかなる規定も、第三国の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約国に課するものと解してはならない。
- 3 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定の当事国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 4 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関がこの章の規定により適合性評価手続を実施した製品について、当該製品を記録するための手続を適用することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が適合性評価手続を構成するものでないことを条件とす

る。

#### 第五十六条 地理的適用

この章の規定は、日本国の領域及びシンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）の領域について適用する。

#### 第五十七条 分野別附属書

1 分野別附属書第A部の規定とこの章の規定とが抵触する場合には、分野別附属書第A部の規定が優先する。

2 一方の締約国が、新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、同一の対象製品に関係し、かつ、分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、第百五十一条に定める手続により、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第B部を改正する。

#### 第七章 サービスの貿易

##### 第五十八条 第七章の適用範囲及び同章における用語

- 1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
- 2 航空運送サービスについては、この協定は、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わな  
い。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、次に  
掲げる事項に影響を及ぼすものを除くほか、適用しない。
  - (a) 航空機の修理及び保守のサービス
  - (b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
  - (c) コンピュータ予約システムのサービス
- 3 この章の規定は、海上運送サービスの内航海運については適用しない。
- 4 附属書 A 及び B は、それぞれ金融サービス及び電気通信サービスの提供に影響を及ぼす措置に関  
し、この章の補足規定を定める。
- 5 サービスの政府調達は、第十一章の規定により規律する。
- 6 この章の規定の適用上、
  - (a) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式である

かを問わず、また、租税に係る課税措置を含む。)をいう。

- (b) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。
- (c) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。
  - (i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置
  - (ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置
  - (iii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置
- (d) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。
  - (i) 法人の設立、取得又は維持
  - (ii) 支店及び代表事務所の設置又は維持

(e) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書 C の締約国の約束表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービスのすべての小分野を含む。）

(f) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう（注）。

注 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、

サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点到に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(g) 「サービス消費者」とは、サービスを受け又は利用する者をいう。

(h) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の領域から又はその領域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運

航し若しくは船舶の全体若しくは一部を利用して提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(i) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(j) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(1) 「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、

関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。



- (m) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。
  - (i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され又は組織される法人（第三国の自然人又は第三国の法律に基づいて設立され若しくは組織された法人によって当該法人が所有され又は支配されるものについては、締約国の領域内で実質的な業務に従事しているものに限る。）
  - (ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し又は支配する法人
    - (A) 他方の締約国の自然人
    - (B) (i)に規定する他方の締約国の法人
  - (n) (i) 法人が「締約国の者によって所有される」とは、当該締約国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
  - (ii) 法人が「締約国の者によって支配される」とは、当該締約国の者が当該法人の役員数の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。
- (iii) 法人が「第三国の自然人によって所有される」とは、第三国の自然人が当該法人の五十パーセント

を超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(iv) 法人が「第三国の自然人によって支配される」とは、第三国の自然人が当該法人の役員の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(v) 法人が他の者と「提携する」とは、当該法人が他の者を支配し若しくは他の者によって支配される場合又は当該法人及び他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(o) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

- (p) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。
- (i) 中央政府又は地方政府がとる措置
- (ii) 非政府機関が中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使するに当たってとる措置
- 各締約国は、この章の規定に基づき自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。
- (q) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (r) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
- (s) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、「ライン・メンテナンス」を含まない。
- (t) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービス

スの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(v) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域を出発地若しくは目的地とし、又は当該領域若しくはその上空において、運航し又は報酬若しくは使用料を得て旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

(w) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその領域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(x) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産

の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。)をいう。

#### 第五十九条 市場アクセス

1 各締約国は、前条6(o)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書 Cの自国の約束表において合意し、特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える(注)。

注 締約国は、前条6(o)(i)に規定する態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したとする。締約国は、同条6(o)(iii)に規定する態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したとするとする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書 Cの自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し又は

とってはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的なサービス提供者及び排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 (c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるものは経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービスが合併企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別の若しくは全体の投資額の比率の上限を定めるもの）

第六十条 第七章に基づく内国民待遇

1 各締約国は、附属書 C の自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（注）。

注 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。



3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いずれの締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための協定の適用対象となるものについては、第二十一章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

#### 第六十一条 追加的な約束

締約国は、前二条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができ、当該約束については、附属書 C の自国の約束表に記載する。

#### 第六十二条 第三国のサービス提供者

各締約国は、この章の規定に基づく待遇を、いずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人のうち締約国のサービス提供者とはみなされないものであつて、業務上の拠点を通じてサービスを提供するものに与



える。ただし、当該サービス提供者が、いずれかの締約国の領域内で実質的な業務に従事していることを条件とする。

第六十三条 第七章に基づく約束表

1 各締約国は、第五十九条から第六十一条までの規定に基づいて行う特定の約束を附属書 C の自国の約束表に記載する。その約束表は、当該約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
  - (b) 内国民待遇についての条件及び制限
  - (c) 追加的な約束
  - (d) 適当な場合には、約束の履行のための期間
- 2 第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、約束表中「市場アクセスに係る制限」の欄に記載する。その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。
- 3 約束表は、附属書 C に掲げる。
- 4 (a) いずれかの締約国が、第三国とサービスの貿易に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の

効力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して、当該国際協定に従って当該第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

(b) (a)の国際協定は、締約国が拘束される二重課税の回避のための協定又は他の国際協定若しくは取決めに於ける二重課税の回避に係る規定を含まない。

#### 第六十四条 国内規制

1 各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じ速やかにこれを審査し及び正当とされる場合には適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、訴訟手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、締約国の権限のある当局は、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を、不当に遅滞することなく提供する。

5 締約国は、特定の約束を行うに際し、約束表に特定した期間、制限、条件又は資格に従つことを条件とした分野であつても、当該特定の約束を次に掲げる態様により無効にし又は侵害するような免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

- (a) 次のいずれかの基準に適合しない態様
  - (i) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。
  - (ii) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
  - (iii) 免許の手續については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

- (b) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかつた態様
- 6 締約国が5の規定に基づき義務を遵守しているかどうかを決定するに当たり、当該締約国について適用可能な関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注 「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

第六十五条 独占的又は排他的なサービス提供者

- 1 各締約国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連市場における独占的なサービスを提供するに当たり、自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。
- 2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束に従つべきものを提供するに当たつて直接に又は提携する者を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。
- 3 各締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要

請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

#### 第六十六条 商慣習

1 締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた締約国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することにより協力する。要請を受けた締約国は、また、その国内法に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行った締約国に提供する。

#### 第六十七条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する状況における場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この章において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もっとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

#### 第六十八条 第七章の規定に関する国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じ又は生ずるおそれのある状況において、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し又は維持することができる。

2 1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 両締約国間で差別しないものであること。

(b) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

- (c) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。
  - (d) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
  - (e) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
  - (f) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- 3 締約国は、1の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。
- 4 1の規定に基づいて各締約国が課し若しくは維持する制限又はその変更については、これを他方の締約国に対して速やかに通報する。
- 5 締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合には、
- (a) 当該締約国は、当該制限を検討するため他方の締約国と速やかに協議を開始する。
  - (b) 当該制限については、(a)の協議が開始した日の後一年を経過した後は、毎年追加的な協議を行いこれ



を検討するものとする。これらの協議においては、国際収支上の目的のために適用されたすべての制限が検討される。両締約国は、協議の頻度の変更について合意することができる。

(c) (a)の協議においては、特に次の事項に考慮を払い、当該締約国の国際収支の状況及びこの条の規定に基づいて課し又は維持する制限について評価を行う。

- (i) 国際収支及び対外資金の困難の性質及び程度
- (ii) 当該締約国の経済及び貿易の対外的な環境
- (iii) 代替的な是正措置の利用可能性

(d) (a)の協議においては、1の制限の2の規定（特に2(f)の規定による当該制限の漸進的な廃止についての定め）との適合性を取り扱う。

(e) (a)の協議においては、基金が提出する外国為替、資金準備及び国際収支に関連する統計その他の事実のすべての調査結果を受理するものとし、当該締約国の国際収支及び対外資金の状況についての基金の評価に基づいて結論を出す。

第六十九条 第七章の規定に関する一般的例外



1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保

護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保すること(注)を目的とする場合には、第六十条の規定に適合しない措置

注 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

- (i) 非居住者の租税に係る義務が当該締約国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるといふ事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置
- (ii) 当該締約国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置
- (iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)
- (iv) 当該締約国の領域内の源泉に基づき他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置
- (v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質

の差異にかんがみ、両者を区別する措置

- (vi) 当該締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利益、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置
- この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる締約国の国内法上の租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

#### 第七十条 利益の否認

締約国は、次のものについては、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) サービスが第三国の領域から又はその領域内で提供されていることを証明する場合における当該サービスの提供
- (b) 海上運送サービスの提供に関し、(ii)の者が(i)の船舶によりサービスを提供していることを証明する場合における当該サービスの提供

(i) 第三国の法律に従って登録されている船舶

(ii) 船舶を運航し又はその全体若しくは一部を利用する第三国の者

(c) 法人であるサービス提供者が第五十八条6.j)に定める他方の締約国のサービス提供者又は締約国のサービス提供者とはみなされないが第六十二条の規定により利益を与えられるもののいずれにも当たらないことを証明する場合における当該サービス提供者

## 第八章 投資

### 第七十一条 第八章の適用範囲

1 この章の規定は、次に規定するものに関する措置であって締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家

(b) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定は、政府調達については適用しない。

3 投資家である自然人の移動については、次章の規定により規律する。

第七十二条 第八章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（そこから派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債その他の形態の貸付債権（注）（そこから派生する権利を含む。）
- (iv) 完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分その他契約上の権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権（注）
- (vi) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報を含む知的所有権
- (vii) 特許、免許、承認及び許可その他の法令又は契約により与えられる権利
- (viii) 有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず他のすべての資

産及び賃借権、 抵当権、 先取特権、 質権その他関連する財産権

注 この章の規定の適用上、(iii)の「その他の形態の貸付債権」及び(v)の「金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権」とは、それぞれ、事業活動に係るもののみを意味し、事業活動に係らない個人的なものを含まない。

- (b) 「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさない。
- (c) 「投資家」とは、投資を行おうとし、行っており又は既に行った者をいう。
- (d) 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (e) 「他方の締約国の投資家」とは、他方の締約国の自然人又は企業をいう。
- (f) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。
  - (i) 日本国については、日本国の国民であること。
  - (ii) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(g) 「企業」とは、営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法人その他の団体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(h) 「他方の締約国の企業」とは、当該他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される企業をいい、第三国の者により所有され又は支配されている企業であつて当該他方の締約国の領域内において実質的な業務に従事していないものを除く。

(i) 企業が「第三国の者によって所有される」とは、第三国の者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が「第三国の者によって支配される」とは、第三国の者が当該企業の役員の過半数を指名し又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

第七十三条 第八章に基づく内国民待遇

各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、自国が同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇より

も不利でない待遇（以下この章において「内国民待遇」という。）を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

#### 第七十四条 裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする権利に関し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の投資家に与える。

#### 第七十五条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの締約国も、自国の領域内において他方の締約国の投資家が投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用又は所有を行うための条件として、次の要求を課し又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達の達成
- (c) 自国の領域内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入若しくは利用又は自国の領域内の自然人若しくは法人からの物品若しくはサービスの購入



- (d) 輸入数量又は価額を、輸出数量若しくは価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。
- (e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域内における販売を、輸出数量若しくは価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。
- (f) 技術、製造工程その他の財産的知識を自国の自然人又は法人に移転すること。ただし、次の場合を除く。
  - (i) 当該要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され又は強制される場合
  - (ii) 当該要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的所有権の移転に関する場合
- (g) 自国の領域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (h) 自国の領域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (i) 当該投資家が生産する一若しくは二以上の物品又は当該投資家が提供するサービスを、自国の領域外

の特定の地域に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(f)から(i)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3 この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一 A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第七十六条 特定の例外

1 第七十二条及び前条の規定は、次の場合においては、投資家及び投資財産について適用しない。

(a) 各締約国が附属書 A又は Bに規定する自国の特定の例外に該当する場合

(b) 修正を受けた(a)に規定する特定の例外に該当する場合。ただし、当該修正が、特定の例外の第七十二条及び前条との適合性の水準を減少させるものでないことを条件とする。

2 1(a)に規定する特定の例外には、適用可能な限り次の要素を含む。

(a) 分野又は事項

- (b) 当該特定の例外の対象となる義務又は条項
  - (c) 当該特定の例外の法的根拠又は権限
  - (d) 当該特定の例外の簡潔な説明
- 3 各締約国は、1 (b)に規定する修正を行う場合には、当該修正の実施の前に又は例外的状況においてはその後でできる限り速やかに、次のことを行う。
- (a) 2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。
  - (b) 要請に応じ、修正を受けた特定の例外の詳細を他方の締約国に提供すること。
- 4 各締約国は、適当な場合には、それぞれ附属書 A及び Bに規定する特定の例外を削減し又は撤廃するよう努める。

第七十七条 収用及び補償

- 1 各締約国は、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- 2 いずれの締約国も、公共のためであり、差別的なものでなく、正当な法の手続に従ってとられるもので

あり、かつ、この条の規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。

3 補償は、収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用がそれ以前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならないが、土地の収用の場合にあつては、当該収用を行う締約国の収用に関する法律に基づく限りにおいて、当該収用が行われる以前の市場価格、市場価格の傾向及び市場価格の調整値をこれに反映させることができる。

4 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価をし、かつ、自由に移転することができるものとし、また、収用の日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

5 収用の影響を受ける投資家は、この条に定める原則に従つ当該投資家の事案又は補償の額の速やかな審査のため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け又はその行政機関に対して申立てをする権利を有す

る。

#### 第七十八条 賃借権の買戻し

工業用地の賃貸に責任を有する一方の締約国の政府の機関は、他方の締約国の投資家の有する土地賃借権を買い戻す場合には、次の事項を考慮する。

- (a) 当該土地賃借権の残存期間に帰する価額
- (b) 当該機関による当該投資家に対する適当な代替資産の優先的割当て
- (c) 当該投資家が当該一方の締約国の領域内の代替資産へ移転するのに要する合理的な移転費用

#### 第七十九条 争乱からの保護

1 各締約国は、武力紛争又は革命、暴動及び国内争乱その他の緊急事態により一方の締約国の領域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該締約国が自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従って行われる支払については、実際に換価をし、自由に交換し及び自由に移転することができるものとする。

## 第八十条 資金の移転

1 各締約国は、自国の領域に向けた又はその領域からのすべての支払その他の資金の移転であつて、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含む。

- (a) 投資財産を維持し又は増大させるための当初の及び追加的な資金
- (b) 利益、資本収益、配当金、使用料、利子その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (d) 返済金その他契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 一方の締約国の領域内にある投資財産に関連した活動に従事することにより他方の締約国の投資家の得た収入

(f) 第七十七条及び前条の規定に従つて行われる支払

(g) 第八十二条の規定に基づく紛争の処理から生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場

で行われることを認める。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ善意に適用する場合には、資金の移転を遅らせ又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事事件
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 社会保障及び公的年金計画から生ずる投資家の義務

#### 第八十一条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産から生じ又は関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次のことを行う。

- (a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への

譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2 権利又は請求権の譲渡に基づき行われる1の支払であって一方の締約国又はその指定する機関に対するものについては、第七十七条2から5まで及び前一条の規定を準用する。

第八十二条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この章の規定に基づき与えられる権利が侵害されたことを理由として又はこのことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の友好的な協議により解決する。

3 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあつた日から五箇月以内に友好的な協議により解決されない場合であつて、当該投資家が解決のため当該投資紛争を(i)行政的又は司法的解決及び(ii)あらかじめ合



意した適用可能な紛争解決手続のいずれかに付託しなかったときは、当該投資家は、次のいずれかの手続によることができる。

(a) 附属書 C に規定する手続に従って仲裁裁判所の設置を要請し、当該投資紛争をその仲裁に付託すること。

(b) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この章において「ICSID条約」という。）が両締約国間において効力を有する場合にあってはICSID条約の規定による調停又は仲裁に当該投資紛争を付託し、ICSID条約が両締約国間において効力を有しない場合にあっては投資紛争解決国際センター（以下この章において「ICSID」という。）に係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁に付託すること。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。

4 各締約国は、投資紛争をこの条の規定に従って3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することについて、ここに同意を与える。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知ったと考えられる日のいずれか早い方の日から三年が経過していないこと。

(b) 3 (b)に規定するICSID条約による仲裁に付託する場合において、ICSID理事会議長がICSID条約第三十八条又は第五十六条(3)の規定に従って一人又は二人以上の仲裁人を任命することを求められるときには、同議長が次のことを行うこと。

(i) 当該締約国及び当該投資家に対し、それぞれ、ICSID条約第三十八条又は第五十六条(3)の規定に従って任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定させること。

(ii) (i)の規定により当該締約国若しくは当該投資家又はその双方が排除した国籍の者を仲裁人として任命しないこと。

5 4 (a)に定める条件が満たされない場合には、4に規定する同意は与えられていないものとする。

6 4 (b)に定める条件が満たされない場合には、4の規定によるICSIDによる仲裁への同意は与えられていないものとする。この場合において、3に規定する手続のうちICSIDによる仲裁以外の紛争解決手続のいずれかの適用可能性が妨げられることはない。

7 3及び4の規定は、第三国の者が所有し又は支配する一方の締約国の企業である投資家が他方の締約国の領域内における投資財産について投資紛争を付託する場合には、その投資財産が当該他方の締約国の領域内において既に設立され、取得され又は拡張されているときに限って適用する。

8 3の規定に従い投資紛争を付託しようとする投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。通報には、次の事項を明記する。

- (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
  - (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）
  - (c) 3(a)から(c)までに規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの
- 9 一方の締約国の投資家が3の規定により投資紛争を付託し、当該紛争の当事者である締約国が第八十四条又は第八十五条を援用する場合において、当該締約国又は当該投資家の要請があるときは、係争中の特定の資金上の事項に関し必要な知見を有する仲裁人が任命されるものとする。

10 (a) 裁定には、次のものを含める。

- (i) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられる権利が、一方の締約国により侵害されたかどうかに関する判断
- (ii) 権利の侵害がある場合には、その救済措置
- (b) (a)の規定による裁定は、(c)及び(d)の規定が適用される場合を除くほか、最終的なものとし、当該締約国及び当該投資家を拘束する。
- (c) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられる権利が一方の締約国により侵害された旨の裁定が下された場合には、当該一方の締約国は、(a)(ii)の規定により示された救済措置に代えて、次の(i)から(iii)までのいずれかの救済措置により、当該裁定を実施することができる。
  - (i) 金銭上の補償（損失又は損害が生じた時点から支払が行われる時点までの利子を含む。）
  - (ii) 原状回復
  - (iii) 金銭上の補償と原状回復との組合せ

ただし、当該一方の締約国が次の(A)及び(B)の規定に従うことを条件とする。

- (A) 裁定の日の後二十日以内に当該投資家に対し、(i)から(iii)までのいずれかの措置により当該裁定を実施する意図を有する旨通報すること。
- (B) (i)又は(iii)のいずれかの措置により当該裁定を実施することを選択する場合には、当該一方の締約国及び当該投資家はその金銭上の補償額について合意すること又は(d)の規定により補償額が決定されること。
- (d) 当該締約国及び当該投資家は、裁定の日の後六十日以内に(c)(B)に規定する金銭上の補償額につき合意に達しない場合には、その裁定を行った仲裁裁判所に解決を求めることができる。この(d)の規定に従って行われる金銭上の補償額についての裁定は、最終的なものとし、当該締約国及び当該投資家を拘束する。
- (e) 裁定は、その執行が求められている領域の属する締約国において適用されている裁定の執行に関する法令に従って執行される。

11 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家が、当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

12 いずれの締約国も、自国の投資家及び他方の締約国がこの条の規定に基づく仲裁に付託することに同意し又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え又は国家間の請求を行うことができない。ただし、当該他方の締約国が当該紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含まない。

#### 第八十三条 第八章の規定に関する一般的例外

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

##### (a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
  - (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
  - (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
- (iii) 安全
- (d) 刑務所労働に関する措置
- (e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- (f) 有限天然資源の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

2 一方の締約国がこの協定の効力発生後に1又は第四条の規定に基づく措置をとる場合において、当該措置がこの章に基づく義務との関連において他方の締約国の投資家又はその投資財産に影響を与えるおそれ



のあるときは、当該一方の締約国は、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置について当該他方の締約国に通報するよう妥当な努力を払う。

#### 第八十四条 一時的なセーフガード

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十二条に定める義務であって国境を越える資本取引に係るもの又は第八十条に定める義務に適合しない措置を採用し又は維持することができる。

(a) 国際収支又は対外資金に関して重大な困難が生じており又は生ずるおそれのある状況にある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が当該締約国に重大な経済上又は資金上の混乱をもたらす状況にある場合

ある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。



(e) 両締約国間で差別しないものであること。

(f) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(g) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第八十五条 信用秩序の維持のための措置

1 この章の他の規定にかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安全性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 1の措置であつて、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

#### 第八十六条 知的所有権

第七十二条の規定にかかわらず、両締約国は、知的所有権に関する限り、同条に規定する内国民待遇を世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に規定する限度においてのみ適用することに合意する。

#### 第八十七条 収用を構成する課税措置

1 第七十七条の規定は、租税に係る課税措置が同条2に規定する収用を構成する限りにおいて、当該課税措置について適用する。

2 1の規定が適用される場合には、第七十四条、第八十二条、次条及び第八十九条1の規定を租税に係る課税措置について適用する。

#### 第八十八条 投資に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b) 第七十六条1に規定する特定の例外について、適当な場合にはその削減又は撤廃に寄与するとともに

両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として検討すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であつてこの章に係るものについて討議すること。

2 投資に関する合同委員会は、民間部門の者と共同して会合することを決定することができる。

#### 第八十九条 第八章の適用

1 各締約国は、この章の規定に基づき自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によつて委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 いずれかの締約国が、第三国と投資に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して、当該国際協定に従い同様の状況において当該第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

#### 第九章 自然人の移動

#### 第九十条 第九章の適用範囲

1 この章の規定は、締約国の自然人であつて、商用目的で他方の締約国の領域に入国する者の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この協定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については適用しない。

第九十一条 第九章における用語

「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす者をいう。

(a) 日本国については、日本国の国民であること。

(b) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

第九十二条 第九章に基づく特定の約束

1 各締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書 第A部に記載する。

(a) 他方の締約国の短期の商用訪問者

(b) 他方の締約国の企業内転勤者

2 各締約国は、次の者について行う特定の約束であつて自国の法令に従つて実施するものを附属書 第B

部に記載する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 自国の領域にある公私の機関との個人的な契約に基づいて業務に従事する他方の締約国の自然人

3 1及び2に規定する特定の約束の対象となる自然人は、当該特定の約束の条件に従って入国及び滞在が許可される。

4 1及び2に規定する特定の約束は、第六十三条に規定する特定の約束を第七章の規定に基づいて行った分野及び第八章の規定に基づく特定の例外の対象ではない分野についてのみ適用する。

#### 第九十三条 職業上の技能に関する相互承認

1 締約国は、職業上の技能を有する自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるため自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果を承認することができる。

2 1の規定による承認は、調和その他の方法により可能となるが、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的にこれを行うことができる。

3 締約国は、第三国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果を協定若しくは取決めに基ついて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果も承認されるべきかどうかについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第九十四条 職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会

1 前条の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会を設置する。

- (a) 前条の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 両締約国間の協力を促進する分野及び方法を特定し、及び勧告すること。
- (c) 前条の規定の実施に関するその他の事項について討議すること。

2 職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第九十五条 第九章における一般規定

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易若しくは自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保

護

(iii) 安全

2 この章の規定は、締約国が自国の領域への他方の締約国の自然人の入国又は当該領域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする（注）。

注 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ又は侵害されているとはみなさない。

第十章 知的所有権

第九十六条 第十章の下での協力の分野及び形態

1 両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的所有権の重要性及びかかる新たな環境における知的所有権の保護の重要性が増大していることを認識して、知的所有権の分野における両締約国の協力を発展させる。



2 1の規定に基づく協力の分野には、次のものを含めることができる。

- (a) 特許、営業上の秘密及び関連する権利
- (b) 商標及び関連する権利
- (c) 不正競争の防止
- (d) 著作権、意匠及び関連する権利
- (e) 知的所有権の仲介又は実施許諾、知的所有権の管理、登録及び利用並びに特許地図の作製
- (f) デジタル環境における知的所有権の保護並びに電子商取引の増大及び発展
- (g) 技術及び市場情報
- (h) 知的所有権に関する教育及び啓発事業計画

3 1の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (a) 知的所有権並びに各締約国の領域内における知的所有権に関連する行事、活動及び自発的活動に關し、情報を交換し、及び経験を共有すること。
- (b) 締約国の知的所有権に係る政策及び経験の相互理解の促進に寄与することを目的として、知的所有権

の分野の専門家の研修及び交流を共同して実施すること。

(c) 知的所有権の行使に関する情報の普及、経験の共有及び研修を実施すること。

第九十七条 知的所有権に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする知的所有権に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の協力及び実施を監督し、及び見直しを行うこと。

(b) この章の規定の実施に関して両締約国に助言すること。

(c) この章の規定に基づき新たな協力分野について検討し、及び勧告すること。

(d) 知的所有権に関するその他の事項について討議すること。

2 知的所有権に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第九十八条 特許付与手続の円滑化

1 シンガポールは、自国の法令に従い、日本国における出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にするための適当な措置をとる。

2 1の規定に基づいてシンガポールがとる措置の詳細は、実施取極で定める。

第九十九条 知的所有権データベース利用の容易化

両締約国は、実施取極の定めるところにより、両締約国の公開されている知的所有権データベースの利用を容易にするための適当な措置をとる。

第一百条 第十章の下での協力活動に要する費用

協力活動に要する費用は、相互に合意するところに従って負担する。

第十一章 政府調達

第一百一条 第十一章の適用範囲

1 附属書 B に掲げる機関が行う附属書 A に特定する産品及びサービスの調達であつて、その調達契約の価額が基準額である十萬SDR以上のものについては、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）第一条2及び第二条から第二十三条までの規定（第三条1(b)、第五条、第十六条2、第十九条5、第二十一条、第二十二条及び第二十三条1の規定を除く。）を準用する。

2 附属書 B に掲げる機関が、附属書 B に掲げられていない企業に対し、この協定の適用を受ける調達

に関連して当該企業が締結する契約について特定の要件に従ったものであることを求める場合には、当該要件について政府調達協定第三条の規定（同条1(b)の規定を除く。）を準用する。

3 附属書 B に掲げる機関が民営化された場合には、この章の規定は、当該民営化された機関については適用しない。一方の締約国は、他方の締約国に対し、そのような機関が民営化される前に又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を通報する。

4 3 の規定の適用上、政府の機関は、政府が当該機関の持分を保有し又は当該機関の役員を指名を行う場合においても、当該機関が商業的に運営され、かつ、既に当然には政府の権限を行使し得ない法人に再構成されたときは、民営化されたものとする。

5 この章のいかなる規定も、各締約国が政府調達協定の当事国として負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第百二条 政府調達に関する情報交換

調達政策に責任を有する両締約国の政府職員は、いずれか一方の締約国の要請により会合するものとし、それぞれの締約国の法令に従い政府調達に関する情報交換を行う。

## 第十二章 競争

## 第百二条 反競争的行為

- 1 各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。
- 2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するための法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める。

## 第百四条 反競争的行為の規制に関する協力

- 1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。
- 2 この章の規定に基づく協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める。
- 3 両締約国は、この章の規定の実施に関連して、1の規定に従い、かつ、実施取極の定めるところにより情報交換を行う。この情報交換については、第三条の規定を適用しない。

## 第百五条 紛争解決

この章の規定の適用については、第二十一章に定める紛争解決手続を適用しない。

## 第十三章 金融サービスに関する協力

### 第一百六条 金融サービスの分野における協力

両締約国は、次のことを目的として、金融サービスの分野において協力する。

- (a) 金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進すること。
- (b) 両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）を円滑に発展させること。
- (c) 両締約国の金融市場の基盤を改善すること。

### 第一百七条 規制監督に関する協力

1 両締約国は、次のことを目的として、金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進する。

- (a) 健全な信用秩序の維持のための政策を実施すること及び一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国の領域内において業務を行うものに対する効果的な監督を強化すること。

- (b) 金融サービス（電子的手段によって提供されるものを含む。）における国際化に関する問題に適切に対応すること。

(c) 金融市場の適正な革新を抑制しない環境を維持すること。

(d) システミック・リスクを最小化し、かつ、危機発生時の波及効果を抑制するために、世界的な金融機関に対する監督を実施すること。

2 1に規定する規制監督に関する協力の一部として、両締約国は、各締約国の証券法の効果的な執行に寄与することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、実施取極の定めるところにより、各締約国の証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有について協力する。

3 2に規定する証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有における両締約国の協力については、第二条及び第三条並びに第二十一章の規定を適用しない。

#### 第百八条 資本市場の発展

両締約国は、それぞれの資本市場の競争力を向上させ並びに急速に発展する世界的な金融取引の安定性を確保し及び強化する必要性が高まっていることを認識し、健全かつ進歩的な資本市場を育成し並びにその深み及び流動性を高めることを目的として、両締約国の資本市場を円滑に発展させるために協力する。

#### 第百九条 金融市場の基盤の改善

両締約国は、効率的かつ信頼できる金融市場の基盤が貿易及び投資を円滑化させることを認識して、金融市場の基盤を強化するために協力する。

第一百十条 地域内の金融市場（資本市場を含む。）の発展

両締約国は、安定的かつ機能的な金融市場（資本市場を含む。）の重要性を認識して、アジアにおける国境を越える金融活動の更なる発展及び地域内の金融の安定に寄与するために協力する。

第一百一十一条 金融サービスに関する協力に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、金融サービスに関する協力に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。委員会の任務には次のことを含める。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
  - (b) 更なる協力の分野を特定し、及び両締約国に勧告すること。
  - (c) 金融サービスに関する両締約国間の協力に関するその他の事項について討議すること。
- 2 委員会は、特定の事項及び自発的活動を詳細に検討するために、作業部会を設置することができる。
  - 3 委員会の構成は、実施取極で定める。



## 第十四章 情報通信技術

### 第百十二条 情報通信技術の分野における協力

両締約国は、情報通信技術及び情報通信技術関連サービスに関する事業慣行が民間部門の主導により内外で急速な発展を遂げていることを認識し、情報通信技術の利用から両締約国にとって最大の利益を享受することを目的として、情報通信技術及び情報通信技術関連サービスの発展を促進するために協力する。

### 第百十三条 第十四章の下での協力の分野及び形態

1 前条の規定に基づく協力の分野には、次のものを含めることができる。

(a) 電子商取引の促進

(b) 新たなサービスその他の情報通信技術関連サービスの消費者、公的部門及び民間部門による利用の促

進

(c) 情報通信技術関連の人材養成

2 両締約国は、両締約国が重要と認める具体的な協力分野を実施取極で定めることができる。

3 前条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (a) 政策事項に関する対話を促進すること。
- (b) 両締約国の民間部門間の協力を促進すること。
- (c) 国際的な場における情報通信技術に関する協力を強化すること。
- (d) その他適当な協力活動を実施すること。

第百十四条 情報通信技術に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする情報通信技術に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 情報通信技術の分野における両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
- (c) 情報通信技術に関するその他の事項について討議すること。

2 情報通信技術に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十五章 科学技術

第百十五条 科学技術の分野における協力

1 両締約国は、科学技術、特に先端分野における科学技術が中長期的に各締約国の経済の持続的拡大に貢献することを認識し、平等及び相互利益の原則に基づき、科学技術の分野における平和的目的のための政府間の協力活動（以下この章において「政府間活動」という。）を發展させ、及び促進する。

2 両締約国は、また、適当な場合には、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とするその他の協力活動（以下この章において「協力活動」という。）を奨励する。

第百十六条 第十五章の下での政府間活動の分野及び形態

両締約国は、政府間活動の分野及び形態について合意することができる。合意された分野及び形態は、実施取極でこれを定める。

第百十七条 科学技術に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする科学技術に関する合同委員会を設置する。

(a) 両締約国の科学技術開発の分野における協力関係並びに政府間活動及び協力活動の進捗<sup>ちよく</sup>状況について検討し、及び討議すること。

- (b) 科学技術政策に関する事項に関する意見及び情報を交換すること。
  - (c) この章の規定の実施に関する助言（政府間活動の特定及び勧告並びにその実施の奨励についての助言を含めることができる。）を両締約国に与えること。
  - (d) 特に両締約国が重要と考える分野における協力活動を奨励する方法について討議すること。
  - (e) 科学技術に関するその他の事項について討議すること。
- 2 科学技術に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。
- 第百十八条 知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の保護及び配分
- 1 政府間活動によって得られる所有権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを公衆に利用させることができる。
- 2 両締約国は、それぞれ自国の関係法令並びに日本国及びシンガポールが現在締結しているか又は将来締結する関係国際協定に従って、この章の規定に基づく政府間活動から生ずる知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、その配分に十分に配慮する。両締約国は、必要に応じ、この目的のために協議する。

第百十九条 第十五章の下での政府間活動に要する費用

- 1 この章の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従つことを条件とする。
- 2 この章の規定に基づく政府間活動に要する費用は、相互に合意するところに従つて負担する。

第百二十条 実施取決め

この章の規定に基づく政府間活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第十六章 人材養成

第百二十一条 人材養成の分野における協力

両締約国は、持続的な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識し、人材養成の分野において政府間の協力を行うとともに、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする互恵的な協力を奨励する。

第百二十二条 人物交流

- 1 両締約国は、学者、教員、学生、教育機関の構成員その他の科学又は教育活動に従事する者の交流を奨

励する。

2 両締約国は、両締約国の青少年及び青少年団体の間の親善を促進するため、これらの間の協力及び交流を奨励する。

第二百二十三条 教育研究機関間の協力

両締約国は、両締約国の教育研究機関間の緊密な協力を奨励する。

第二百二十四条 政府職員との交流

両締約国は、それぞれの政府の政策に関する相互理解の増進を目的として、両締約国の政府職員との交流を促進する。当該政府職員との交流の詳細は、実施取極で定める。

第二百二十五条 高齢化社会

両締約国は、高齢化社会に関する政策事項についての意見及び経験を交換する。

第十七章 貿易及び投資の促進

第二百二十六条 貿易及び投資の促進の分野における協力

両締約国は、両締約国の民間企業間の交流及び協力を促進するための両締約国の努力が日本国、シンガポ

ール及びアジアにおける貿易及び投資を促進する触媒として作用することを認識して、両締約国の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

第二百二十七条 第十七章の下での検討及び勧告

1 両締約国は、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が、両締約国間の貿易及び投資の促進に貢献し得ることを認識する。当該協力については、実施取極で定める。

2 両締約国は、1に規定する協力について検討を行い、適当な場合には、当該協力の当事者間による更なる協力の方法又は分野について勧告する。

第二百二十八条 貿易及び投資の促進に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする貿易及び投資の促進に関する合同委員会を設置する。

- (a) 貿易及び投資の促進に関する意見及び情報を交換すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d) 貿易及び投資の促進のための協力に関するその他の事項について討議すること。

2 貿易及び投資の促進に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

## 第十八章 中小企業

### 第二百二十九条 中小企業分野における協力

両締約国は、それぞれの国民経済の活力を維持する上で中小企業が果たす基本的な役割を認識して、両締約国の中小企業間の緊密な協力を促進することに協力する。

### 第二百三十条 第十八章の下での検討及び勧告

1 両締約国は、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が、両締約国の中小企業間の緊密な協力に貢献し得ることを認識する。当該協力については、実施取極で定める。

2 両締約国は、1に規定する協力について検討を行い、適当な場合には、当該協力の当事者間による更なる協力の方法又は分野について勧告する。

### 第二百三十一条 中小企業の投資の促進

両締約国は、東南アジアにおけるシンガポールの地理的位置を認識し、特に東南アジアにおける両締約国



の中小企業間の事業協力を可能とすることを目的として、日本国の中小企業によるシンガポールへの投資を促進することに協力する。両締約国は、同様に、シンガポールの中小企業による日本国への投資を促進することに協力する。

第三百二十二条 中小企業に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする中小企業に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 中小企業に関する協力の促進に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。
- (d) 中小企業に関する協力に関するその他の事項について討議すること。

2 中小企業に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十九章 放送

第三百三十三条 放送の分野における協力

両締約国は、両締約国間の相互理解を促進するための手段として放送が有する可能性及び革新的な放送サービスの急速な発展を認識して、放送の分野における両締約国間の協力を奨励する。

#### 第三百二十四条 規制当局間の意見交換

両締約国は、双方の放送サービスの間における相互理解が両締約国の権限のある当局間の連携能力を高めること及び両締約国の規制当局間の関係強化が両締約国の新たな放送サービスへの対応能力を高めることを認識して、次に掲げるものその他放送の分野に関連する事項についての意見及び情報を交換する。

- (a) 放送政策に関する事項
- (b) 新たな放送サービス

#### 第三百二十五条 放送に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする放送に関する合同委員会を設置する。

- (a) 放送の分野における両締約国間の協力関係について検討し、及び討議すること。
- (b) 両締約国間の更なる協力分野を特定し、及び勧告すること。
- (c) この章の規定の効果的な実施に関するその他の事項について討議すること。

2 放送に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

## 第二十章 観光

### 第三百二十六条 観光の分野における協力

両締約国は、観光が両締約国間の相互理解の増進に寄与し及び両締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、両締約国の観光を促進し及び発展させることに協力する。

### 第三百二十七条 観光の促進及び発展

両締約国は、両締約国の観光の促進及び発展に関し、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする協力を奨励する。

### 第三百二十八条 観光に関する合同委員会

1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする観光に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。
- (b) 観光の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。
- (c) 両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d) 観光に関するその他の事項について討議すること。

2 観光に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第二十一章 紛争の回避及び解決

第三百二十九条 第二十一章の適用範囲

1 この章の規定は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係る両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は締約国が当事国となっている他の国際協定に基づいて紛争解決のための手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づき、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りでない。

4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき締約国が明示的に合意す

る場合には、適用しない。

第四百十条 紛争の回避及び解決のための一般協議

- 1 紛争の回避を目的として、各締約国は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係るいかなる問題についても、他方の締約国に対し協議を要請することができる。
- 2 締約国が1の規定により協議を要請する場合には、他方の締約国は、協議のための機会を十分に与えるものとし、そのような要請に迅速に応じて、誠実に協議を開始する。
- 3 両締約国が協議により問題を解決することができなかった場合には、いずれの締約国も、4の規定により設置される協議に関する委員会の会合を要請することができる。同委員会は、問題の迅速かつ満足すべき解決を目指すものとし、そのような要請の受領の日の後三十日以内に会合する。
- 4 この章の規定の円滑な実施のため、両締約国は、協議に関する委員会を設置する。同委員会は、各締約国が任命するそれぞれ一名の法律専門家を含む各締約国の代表から構成される。
- 5 この条に定める手続は、第四百十二条に定める手続が既に開始されている紛争には、適用されない。

第四百十一条 あっせん、仲介又は調停

1 各締約国は、あつせん、仲介又は調停を随時要請することができる。いずれの手續も、両締約国の合意により、いつでも開始することができ、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国の合意がある場合には、この章に定める仲裁裁判の手續の進行中においても、あつせん、仲介又は調停を継続することができる。

#### 第四百四十二条 紛争解決のための特別協議

1 いずれの締約国も、他方の締約国がこの協定又は実施取極に基づき義務を履行せず又はこれに反する措置をとつた結果、この協定又は実施取極に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されていると認める場合には、当該他方の締約国に対し、紛争を解決することを目的として、書面により協議の要請を行うことができる。

2 両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、1の要請を受けた締約国は、

(a) 当該要請を受けた日の後三十日以内に協議を開始する。

(b) 当該紛争に関し第四百四十条に定める手續が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六

十日以上が経過しているときにあっては、当該要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。

3 締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払つものとする。

4 この協定又は実施取極に基づく義務に違反する措置がとられた場合には、反証がない限り、無効化又は侵害の事案を構成するものとみなす。

第四百四十三条 仲裁裁判所の設置

1 締約国が前条に規定する協議によつて紛争を解決することができなかった場合には、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、いずれの締約国も、

(a) 前条2(a)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から六十日が経過した後  
に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(b) 前条2(b)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から三十日が経過した後  
に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定又は実施取極中の条項その他の関連する法規を含む申立ての法的根拠

(b) 申立ての根拠とされる事実

3 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が行われた日の後三十日以内に、それぞれ一名の仲裁人を任命する。いずれかの締約国が仲裁人を任命しない場合には、第四百十条4の規定により当該締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。

4 両締約国は、裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命する。両締約国が第三の仲裁人について合意することができない場合には、各締約国は、第三の仲裁人として受け入れることのできる五名の者の名簿をそれぞれ作成し、他方の締約国と交換する。第三の仲裁人は、次の方法により選ばれる。

(a) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が一名である場合であつて、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第三の仲裁人とする。

(b) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が二名以上である場合には、両締約国は、それらの者のうちからいずれの者を第三の仲裁人とするかにつき合意するため協議する。

(c) 両締約国が(b)の規定によつても合意に達することができない場合、双方の名簿に共通して氏名の記載された者がいない場合又は合意され若しくは選ばれた者が仲裁人となることができず、両締約国がその者



に代わる仲裁人について決定できない場合には、3の規定により任命された二名の仲裁人が、第三の仲裁人について合意する。

(d) 仲裁人が第三の仲裁人について合意することができない場合には、第三の仲裁人は、両締約国が合意する手続であつて実施取極に定めるものに従つて、くじにより選ばれる。

5 第三の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四十日以内に任命される。

6 第三の仲裁人は、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、締約国の国民、締約国の領域内に通常居住する者又は締約国により雇用されている者のいずれであつてもならず、また、いかなる資格においても関係の紛争を扱つたことのある者であつてはならない。

7 仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第四百四十四条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

- (b) この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。
  - (c) 裁定においては、その理由を付し、法及び事実に関する認定を行う。
  - (d) (c)の認定とは別に、第四百七十七条の関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを締約国による考慮に付することができる。
- 2 いずれの締約国も、仲裁裁判所の裁定が最終的な、かつ、両締約国を拘束するものであることに同意する。
- 3 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、いずれの締約国も、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。
- 4 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができ、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手

続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

5 仲裁裁判所の評議は、秘密とする。仲裁裁判所の裁定の起草は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて、かつ、締約国の参加なしに行うものとする。

6 仲裁裁判所は、紛争が他の方法によつて解決した場合及び仲裁裁判手続が第四百四十六条の規定に従つて終了した場合を除くほか、その設置の日から百二十日以内に裁定を下す。仲裁裁判所は、百二十日以内に裁定を下すことができない場合には、三十日を超えない範囲における裁定の延期について両締約国と協議し、合意することができる。

7 仲裁裁判所は、裁定案を検討する機会を両締約国に均等に与える。

8 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式により行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

#### 第四百四十五条 仲裁裁判所の手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 仲裁裁判所の評議及び提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3 2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は当該意見書について公開可能な、かつ、秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた締約国は、要約の提出に同意するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

4 両締約国は、仲裁手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。いずれかの締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

#### 第四百四十六条 仲裁手続の終了

仲裁裁判所が設置され、前条に定める手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同

で通報することにより、いつでも、手続の終了について合意することができる。

第四百七条 第二十一章に基づく実施

1 第四百四十四条の規定による仲裁裁判所の裁定（以下この条において「原裁定」という。）は、迅速に実施しなければならない。仲裁裁判所により裁定の実施を求められた締約国（以下この条において「実施国」という。）は、原裁定が下された日の後二十日以内に、実施国が原裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を他方の締約国（以下この条において「相手国」という。）に通報する。当該期間については、次の規定を適用する。

- (a) 行政上又は立法上の措置をとる必要がある場合に限り、これを十二箇月までを限度として延長することができる。
- (b) 特別な事情の存在につき両締約国の合意が得られる場合には、これを短縮し又は延長することができる。
- (c) 相手国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、協議を要請することができる。この場合において、両締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。

- 2 実施国は、原裁定を実施することができないと認める場合には、1の規定により裁定を実施することに代え、代償を与え又は代替措置をとることにより相互に満足すべき解決を図り、かつ、当該解決を実施するための妥当な期間について合意するため、相手国との協議を迅速に開始する。
- 3 相手国は、原裁定を実施するために実施国がとった措置が原裁定に適合していないと認める場合には、協議を要請することができる。
- 4 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、原裁定の実施から生ずるいかなる問題についても仲裁裁判所に付託することができる。
  - (a) 1(c)の規定による協議については、当該協議の要請が受領された日の後二十日以内に実施期間について締約国が合意することができなかった場合
  - (b) 2の規定による協議については、当該協議の開始の日の後二十日以内に相互に満足すべき解決又は当該解決の実施期間に係る合意が両締約国間で得られなかった場合
  - (c) 3の規定による協議については、締約国が問題を解決することができないまま1の規定による実施期間の終了の日から少なくとも三十日が経過した場合

- (d) 1から3までの規定による協議の要請があつた場合において、当該要請を受けた国が協議の開始を拒否したとき
- 5 実施国が1又は4(a)の規定により決定される期間内に原裁定を実施していないことが4(c)の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、相手国は、そのような確認が行われた日から三十日以内に、この協定又は実施取極に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。
- 6 実施国が2又は4(b)の規定により決定された期間内に2又は4(b)の規定により決定された代償を与え又は代替措置を実施することができなかつた場合には、相手国は、当該期間の終了の日から三十日以内に、この協定又は実施取極に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。
- 7 5及び6に規定する義務の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該義務の適用の停止が次の規定に従うものであることを条件とする。
- (a) 関係の紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、これを行わないこと。
- (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ又は原裁定が実施されたと



きに解除されること。

(c) 原裁定の不履行による無効化又は侵害の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害と関連する分野に限定されること。もっとも、当該分野における義務の適用を停止することが実現不可能な又は効果的でない場合にあっては、この限りでない。

8 実施国は、5から7までのいずれかに規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。

当該要請の受領の日から三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、問題を仲裁裁判所に付託することができる。

9 この条を適用するため招集される仲裁裁判所は、できる限り、この条に規定する原裁定を下した仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、仲裁裁判所の仲裁人は、第四百四十三条3から7までの規定に従って任命される。両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。

#### 第四百四十八条 費用



両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十二章 最終規定

第四百四十九条 見出し

この協定中の章及び条項の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四百五十条 協定の附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第四百五十一条 改正

この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。改正が次のもののみに関係する場合には、日本国政府とシンガポール政府との間の外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。

(a) 附属書 A及び B

(b) 附属書 中分野別附属書第B部に特定する関係法令若しくは運用規則又は指定当局の変更

## 第百五十二条 効力の発生

この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びシンガポール政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

## 第百五十三条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二年一月十三日にシンガポールで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小泉純一郎

シンガポールのために

ゴー・チヨク・トン